

議案第10号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

移転料の支給方法を改めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和30年葛飾区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「本州・北海道・四国・九州」を「本州、北海道、四国、九州」に改め、同条第2項中「昭和30年4月葛飾区条例第9号」を「昭和30年葛飾区条例第9号」に改める。

第3条第3項中「証人・鑑定人・参考人・通訳」を「証人、鑑定人、参考人、通訳」に改め、同条第4項中「第1項から前項まで」を「前3項」に、「第4条第3項」を「次条第3項」に改める。

第4条第3項中「第5条第1項」を「次条第1項」に改める。

第6条第10項中「応じ定額」を「応じた定額の範囲内の実費額」に改める。

第15条第4号中「明渡す」を「明け渡す」に改め、「の3分の1に相当する額の移転料」を削り、「額）」の次に「の範囲内の実費額」を加える。

第27条第1項中「各号に規定する額」の次に「の範囲内の実費額」を加え、同項第1号中「定額による」を削り、同項第3号中「ついては」を「ついて」に、「できる前号」を「できる同号」に改め、同条第2項中「移転料の定額が」を「別表第1の額が」に、「移転料の定額と」を「同表の額と」に、「移転料の定額を」を「同表の額を」に改める。

第29条第1項第1号中「までの」を「まで」に、「年令」を「年齢」に改め、同項第2号中「により該当する」を「に該当する」に改め、同号ただし書中「前号」を「同号」に、「さらに」を「更に」に改める。

別表第1(2)の部中備考以外の部分を次のように改める。

(2) 移転料

鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	鉄道2,000キロメートル以上
126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	381,000円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条第10項、第15条第4号、第27条第1項及び第2項並びに別表第1(2)の規定は、この条例の施行の日以後の採用又は転任に伴う移転について適用し、同日前の採用又は転任に伴う移転については、なお従前の例による。